四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で五千八十五億四千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で五兆四千五百十三億六千万円

七　払込金額　イ　価格競争入札発行　五兆四千四百九十九億八千三百三十七万八千二百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　五千八十四億千百三十三万九千三百八十円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年二月二十日

十一　発行価格　イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘七毛

十二　償還期限　平成二十四年五月二十一日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十四年二月二十日

○財務省告示第七十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年二月二十七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月七日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百六十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆五千四百五十八億八千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千七百三十九億円

七　払込金額　イ　価格競争入札発行　五兆五千四百四十四億四千八百十四万七千二百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千七百三十七億七千七百七十三万三千八百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年二月二十七日

十一　発行価格　イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘二毛

十二　償還期限　平成二十四年五月二十八日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十四年二月二十七日

○農林水産省告示第六百三十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項の規定に基づき、平成二十年四月一日農林水産省告示第五百三十四号（種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表アカリファ　カメドリィフォリアの項を次のように改める。

アカリファ　カメドリィフォリア	茎の長さ、茎の太さ、茎の節数、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の表面の色、葉身の斑（ふ）の有無、花柄の長さ、花穂の長さ、花穂の幅、花穂の色、開花始期

表エスキナンツスの項を次のように改める。

エスキナンツス	分枝の姿勢、分枝の主な色、葉身の長さ、葉身の幅、葉の幅／長さ、葉の最大幅の位置、葉の先端の形、葉の横断面の形、葉の縦軸方向の外曲の強弱、葉の表面の緑色の濃淡、葉の表面の斑（ふ）の有無、葉の裏面の主な色、葉の表面の光沢の強弱、花柄のアントシアニン着色の強弱、がくの切れ込みの深さ、がくの冠の型、がくの長さ、がくの縦軸方向の湾曲の強弱、花の着生位置、がくの着色の強弱、花筒の縦軸方向の湾曲の強弱、花筒の長さ、花筒の外面下部の主な色、花筒の外面上部の主な色、花筒の外面の模様の主な色（模様のある品種に限る。）、花筒の外面の模様の長さ、花筒の外面の模様の主な色（模様のある品種に限る。）、花柱の主な色、柱頭の主な色